



2022年6月29日

各 位

株式会社アインホールディングス
代表取締役社長 大谷 喜一
(コード9627:東証プライム 札証)
問い合わせ先
役職・氏名 代表取締役専務
水島 利英
TEL 011-814-1000

取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。これに伴い、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）については、本制度に関する議案を2022年7月28日開催予定の第53回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額改定について

当社の取締役の報酬額は2013年7月30日開催の第44回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認をいただいております。

今般、当社グループはマテリアリティである「地域医療への貢献」「美しさと健やかさの提供」を使命とし取り組みを強く推進しており、取締役の役割・責任が増大していくものと考えております。そのような背景を踏まえ、指名・報酬等諮問委員会及び取締役会において役員報酬制度の在り方について討議を重ねた結果、取締役の報酬制度を見直すべきとの考えに至りました。金銭報酬である月額報酬と賞与に関しては、業績連動報酬である賞与の決定プロセスの透明性・客観性を高めるとともに業績目標達成に対する動機づけを強化することを可能とするため、本株主総会では、当社の取締役の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の対象取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。本株主総会では、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を、上記「1. 取締役の報酬額改定について」に記載の通りご承認をお願いする報酬額とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(3) 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年

50,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間(譲渡制限期間)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

以 上